



3年をかけて段階的に引き上げます 基本料金の新たな減免制度を設けます

水道料金改定③

広報やすぎ11月号から水道料金改定について概要をお知らせしています。3回目は具体的な料金改定の内容をお知らせします。

水道料金の改定率

今回の改定で水道料金は、**23・7%**の引き上げとなります。ただし、大幅な改定となることから、激変緩和措置として平成29年度から3年間をかけて段階的に

引き上げます。

- ・平成29年度の改定率 8・5%
 - ・平成30年度の改定率 15・6%
 - ・平成31年度以降改定率 23・7%
- ※改定率は現行料金との比較になります。左記の料金表を参照。

料金体系（従量料金）

利用者の公平性を高め、使用量に応じたよりきめ細かな料金設定とするため、現行の6区分から9

区分に細分化します。

昭和62年から事業者（大口需用者）に対し過度の負担を求める料金体系が全国的に採用されてきました。しかし、当時の環境も大きく変化し、全国的に見直しが進んでいます。地下水利用への切り替えが進められることから、負担の公平性を図るため、一般家庭と事業者の料金単価の格差の是正

も行います。

新たな減免制度

水道事業が公共の福祉の増進に寄与することを目的としていること等を考慮し、福祉的観点から新たに基本料金の減免を行います。

減免対象者は、前年度の年間所得が一定以下の世帯（生活保護世帯を除く）です。

- ・1人世帯…48万円
- ・2人世帯…96万円
- ・3人世帯…144万円
- ・4人世帯…192万円
- ・5人以上…192万円に4人を超える1人につき33万円を加算した額

減免額は、現行の基本料金と改定後の基本料金との差額になります。（具体的な手続き等は、改めてお知らせします）

引き続き安全・安心でおいしい水を皆さんにお届けするため、更なるコスト縮減と経営の効率化に努めていきます。

※今回の料金改定は、水道料金のみで、下水道使用料金は変わりません。料金改定は、ホームページにも掲載しています。

1カ月あたりの水道基本料金表（円、税抜き）

基本料金	口径	新料金			
		旧料金 ~平成29年 3月31日	平成29年 4月1日~	平成30年 4月1日~	平成31年 4月1日~
	13mm	1,000	1,100	1,200	1,250
	20mm	1,350	1,380	1,490	1,550
	25mm	2,200	1,650	1,800	1,900
	30mm	3,150	2,150	2,300	2,400
	40mm	6,750	2,850	3,000	3,100
	50mm	10,000	5,400	5,700	5,950
	75mm	25,000	10,650	11,250	11,800
	100mm	42,500	24,750	24,850	24,900

1カ月あたりの水道従量料金表（円、税抜き）

従量料金	使用水量 ^{m³}	新料金			
		旧料金 ~平成29年 3月31日	平成29年 4月1日~	平成30年 4月1日~	平成31年 4月1日~
	~8	0	0	0	0
	9~11		136	144	156
	12~15	122	141	149	162
	16~20	127	144	153	166
	21~30	145	161	171	185
	31~40		173	183	198
	41~50	162	181	191	207
	51~100		185	196	212
	101~500	167	190	201	218
	501~	171	194	206	223

※口径による従量料金の差はありません。

新・旧水量区分表

区分	現行	改正
基本料金	8 m ³	8 m ³
従量料金	→	9 ~ 11 m ³
		12 ~ 15 m ³
		16 ~ 20 m ³
		21 ~ 30 m ³
		31 ~ 40 m ³
		41 ~ 50 m ³
		51 ~ 100 m ³
	101 ~ 500 m ³	
	501 m ³ 以上	